

2 地方教育行財政調査(届け出調査)

この調査は、昭和63会計年度において、教育費がどのような財源から支出され、どのように使われているか、また、平成元年5月1日現在の教育委員会の委員及び職員等の実態を調査し、教育行政等に関する諸施策の資料とすることを目的としている。

この調査の結果については「教育調査報告書」として刊行し、教育行政上の基礎資料として、広く活用を図った。

3 進路希望状況等に関する調査

この調査は、中学校・高等学校生徒の進路希望及び卒業後の状況を調査し、進路指導並びに高等学校の適正配置計画及び課程・学科等の整備計画の基礎資料を得ることを目的として調査した。

調査結果については、「教育調査報告書」として刊行し、広く活用を図った。

4 保護者が支出した教育費調査(承認統計)

この調査は、子供を公立及び私立の学校に通学させている保護者が支出した教育費の実態をとらえ、教育費に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を整備することを目的として実施している調査である。

5 学校教員統計調査(指定統計第62号)

この調査は、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を調査し、教員に関する諸施策の検討立案のための基礎資料を得ることを目的としている。

調査結果については、「教育調査報告書」として刊行し、広く活用を図った。

第7節 教職員の給与

平成元年度の教職員の給与改定については、平成元年10月12日の県人事委員会の給与勧告に基づき、平成元年12月定例県議会に給与条例の一部改正が提案され、議決・成立したものであり、その概要は次のとおりである。

1 給料関係

給料表に定める給料月額が2.8%程度引き上げられた。

2 諸手当関係

(1) 初任給調整手当

医師に支給される当該手当の支給限度額が255,000円(改正前246,000円)に改められた。

(2) 調整手当

当該手当について次のように改められ又は新設された。

ア 県職員の場合(支給範囲の拡大)

国又は他の地方公共団体において調整手当の支給を受けていた職員が、人事交流等により引き続いて本県職員となった場合にあっては、本県職員が調整手当の支給対

象公署から異動した際の例により調整手当が支給できるようになった。

イ 市町村立学校職員の場合(新設)

国又は他の地方公共団体において調整手当の支給を受けていた職員が、人事交流等により引き続いて市町村立学校職員となった場合にあっては、県立学校職員の例により調整手当が支給できるようになった。

(3) 通勤手当

当該手当の月額が次のように改められた。

ア 交通機関等利用者

- 全額支給限度額 32,000円(改正前23,000円)
- 2分の1加算限度額 9,400円(現行どおり)
- 最高支給限度額 41,400円(改正前32,400円)

イ 交通用具使用者

次の距離区分についての手当額が改められ、通勤不便と認められる職員とそれ以外の職員の区分が廃止された。

改正後		改正前	
10km以上12km未満	6,800円	10km以上12km未満	6,700円
12km以上14km未満	8,000円	12km以上14km未満	7,900円
14km以上16km未満	9,200円	14km以上16km未満	9,100円
16km以上18km未満	10,400円	16km以上18km未満	10,100円
18km以上20km未満	11,600円	18km以上20km未満	11,300円

(4) 特殊勤務手当

ア 教員特殊業務手当

従事した日1日当たりの手当額が次のように改められた。

○ 1号業務(非常災害時等緊急補導業務)

(ア) 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

2,100円(改正前1,700円)

(イ) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

1,500円(改正前1,200円)

(ウ) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

1,500円(改正前1,200円)

○ 2号業務(修学旅行等引率指導業務)

1,700円(改正前1,400円)

○ 3号業務(対外運動競技等引率指導業務)

1,500円(改正前1,200円)

○ 4号業務(部活動指導業務)

620円(改正前500円)

イ 舎監業務職員の手当

勤務1回当たりの手当額が次のように改められた。

(ア) 指定学校、養畜、養蚕についての実習指導を伴う舎監業務

4,200円(現行どおり)

(イ) その他の舎監業務

3,500円(改正前3,300円)

(ウ) 土曜日等の午後の舎監業務

1,750円(改正前1,650円)

(エ) 1月当たりの支給限度額

52,500円(改正前49,500円)